

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の
参考様式の取扱いについて
計 139 枚（本紙を除く）

Vol.876

令和2年9月30日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2265・3915）
FAX：03-3595-2889

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて（その 2）

介護保険法に基づく各種サービスの指定（許可）に関する様式例のうち、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、「「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）において、4 種類のサービス及び施設についての参考様式を示しつつ、今後、自治体のご意見等を踏まえて適宜見直しを行う予定としていました。

今般、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」について、自治体及び事業者から寄せられたご意見等を踏まえ、下記第二に記載のサービス種別の参考様式を作成しました。下記内容につきご確認の上で、指定申請の際の添付書類に関する参考様式としてご活用ください。なお、今回お示しする様式についても、下記第三のとおり、今後、自治体等のご意見を踏まえて適宜見直しを行うことを予定しております。

については、今般、送付する参考様式に関するご意見がある場合には、令和 2 年 11 月 30 日までに、介護分野文書負担軽減専門委員会アドレス（futankeigen@mhlw.go.jp）までメールにてご連絡をお願いします。

なお、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨・内容について管内市町村に周知いただくとともに、送付する参考様式に関する意見について上記期限までに直接提出先アドレスまでご連絡いただくよう、連絡をお願いいたします

記

第一 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式見直しの基本的な考え方

- 1 指定・許可にあたっての人員配置基準を満たすことを一覧で確認できるものとする。
- 2 人員数の算出にあたり必要な数値（例：常勤職員の勤務すべき時間数、利用者数・入所者数等）が含まれた一覧とする。
- 3 これらの数値はサービス種別毎に異なるため、サービス種別毎に様式例を示す。
- 4 同一の様式を実地指導における勤務実績の確認等にも流用できるよう、勤務時間を記載する期間は、4 週間ではなく 1 か月（暦月）とする。

- 5 入力の利便性を確保する。
 - (1) ファイル形式はExcel とする。
 - (2) 人員数の確認に関する数値は可能な限り自動計算数式を挿入する。
 - (3) 記入内容の選択肢が限られる欄はプルダウンで選択できる形とする。
 - (4) 各項目の記入方法を分かりやすく明示する。
- 6 必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。

第二 見直し後の参考様式

別添のとおり、以下のサービス種別に関し、見直し後の「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式を送付します。

- 1 訪問介護
 - 2 (介護予防) 訪問入浴介護
 - 3 (介護予防) 訪問看護
 - 4 (介護予防) 訪問リハビリテーション
 - 5 (介護予防) 居宅療養管理指導
- 6 通所介護
 - 7 (介護予防) 通所リハビリテーション
 - 8 (介護予防) 短期入所生活介護
 - 9 (介護予防) 短期入所療養介護
 - 10 (介護予防) 特定施設入居者生活介護
 - 11 (介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- 12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 13 夜間対応型訪問介護
- 14 地域密着型通所介護
- 15 療養通所介護
- 16 認知症対応型通所介護
- 17 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- 18 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 19 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 20 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 21 看護小規模多機能型居宅介護
- 22 居宅介護支援
- 23 介護老人福祉施設
- 24 介護老人保健施設
- 25 介護療養型医療施設
- 26 介護医療院

第三 今後の予定

令和2年11月末 ご意見受付締切

令和2年度中 必要に応じ報酬改定の動きを踏まえて追加修正を行い、標準化に向け、全サービス種別毎の参考様式を周知

以上

別添

- 1 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」参考様式（訪問介護）
- 2 同（（介護予防）訪問入浴介護）
- 3 同（（介護予防）訪問看護）
- 4 同（（介護予防）訪問リハビリテーション）
- 5 同（（介護予防）居宅療養管理指導）
- 6 同（通所介護）
- 7 同（（介護予防）通所リハビリテーション）
- 8 同（（介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護）
- 9 同（（介護予防）福祉用具貸与・特定福祉用具販売）
- 10 同（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
- 11 同（夜間対応型訪問介護）
- 12 同（地域密着型通所介護）
- 13 同（療養通所介護）
- 14 同（認知症対応型通所介護）
- 15 同（（介護予防）小規模多機能型居宅介護）
- 16 同（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
- 17 同（看護小規模多機能型居宅介護）
- 18 同（居宅介護支援）
- 19 同（介護老人福祉施設・短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）
- 20 同（介護老人保健施設・短期入所療養介護）
- 21 同（指定介護療養型医療施設・短期入所療養介護）
- 22 同（介護医療院・短期入所療養介護）

「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式に関する事務連絡の発出について

令和2年9月

「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」様式例の簡素化

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第6回）

資料

令和2年3月30日

- 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」について、従来より国が参考様式を示しているが、専門委員会において、各自治体が国の参考様式に改変を加えた様式を使用していることが明らかとなり、中間取りまとめにおいて、「厚生労働省の示す参考様式につき、自治体の意見を確認する機会を設けながら、改訂を行う。」こととされた。
- これを踏まえ、まずは国が専門委員会における意見及び自治体の使用する様式の例を踏まえて参考様式を示し、自治体等から意見を得た上で、更なる見直しを進め、標準化を図っていく。

以下の内容につき、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課連名の事務連絡を発出予定。

見直しの基本的な考え方（案）

- 指定・許可にあたっての人員配置基準を満たすことを一覧で確認できるものとする。
- 人員数の算出にあたり必要な数値（例：常勤職員の勤務すべき時間数、利用者数・入所者数等）が含まれた一覧とする。
- これらの数値はサービス種別毎に異なるため、サービス種別毎に様式例を示す。
- 同一の様式を報酬に関する要件の確認（人員欠如減算）や実地指導における勤務実績の確認にも流用できるよう、勤務時間を記載する期間は、4週間ではなく1か月（暦月）とする。
- 入力の実便性を確保する。
 - ファイル形式はExcelとする。（注：国の参考様式は既にExcel）
 - 人員数の確認に関する数値は自動計算数式を挿入する。
 - 記入内容の選択肢が限られる欄はプルダウンで選択できる形とする。
 - 各項目の記入方法を分かりやすく明示する。
- 必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。

参考様式

- 訪問介護
- 通所介護
- 介護老人福祉施設
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護

（今後の進め方）

令和2年夏目途

自治体からの意見を反映した上で、サービス種別毎の参考様式を示す。

令和2年度中

必要に応じ報酬改定の動きを踏まえて参考様式の追加修正を行い、周知徹底を図る。

【訪問介護】

- ・サービス提供責任者の必要配置数を自動計算する欄を作ってほしい。

【通所介護】

- ・サービス提供時間内の勤務時間数だけを記載させようとすると、実際の勤務時間とのズレが生じ、事業者側が誤って記入したり、管理者の常勤要件の確認ができないといった不都合が生じるため、実際の勤務時間も入力できるようにしてほしい。

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

- ・宿直の記載について工夫が必要（勤務時間には含まれない）
- ・日中の時間帯／夜間及び深夜の時間帯を入力する欄が必要。（事業所毎に設定されるため）

【介護老人福祉施設】

- ・ユニット型の記入方法に関する意見・要望 多数
- ・従来型の様式も用意してもらいたい。
- ・小多機と同様に、夜勤の勤務時間を記入する欄を追加してほしい。夜勤時間帯である22時から翌5時を含む16時間を、何時から何時までで設定しているかを記入する欄を設けてほしい。
- ・短期入所生活介護事業所を併設している場合、指定介護老人福祉施設の入所者と一体的に計算を行うため、短期入所生活介護の利用者を記載する欄も必要ではないか。

5

自治体等の意見を踏まえて作成した新たな参考様式（一覧表部分／記載例）

(例) 通所介護

②営業日欄を追加

①年・月を入力すると、日／曜日が自動反映

③職員の行を追加・削除するボタン（マクロ）

④シフト記号をプルダウンから選択すると、勤務時間数が自動反映

⑤サービス種別に応じて、人員基準の確認に必要な情報を集計または自動計算（確保すべき介護職員の勤務時間数や、常勤換算人数など）

6

自治体等の意見を踏まえて作成した新たな参考様式（シフト記号表）

(例) 通所介護

①シフト記号欄を30以上用意

②シフト記号を追加・削除するボタン（マクロ）

[illegible]

③始業時間、終業時間、休憩時間を
入力すれば、勤務時間数は自動計算

自治体等の意見を踏まえて作成した新たな参考様式（記入方法）

(例) 通所介護 (一部抜粋)

《提出不要》

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 記入方法 (通所介護)

下記の記入方法に従って、入力してください。

なお、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に「シフト記号表（勤務時間番）」も必ず添付して提出してください。

・最初に「年月額」「サービス種別」「事業所名」を入力してください。

- (1) 「計画」・「実績」のいずれかを選択してください。
指定基準の確認に際しては、「計画」を選択し、4週分の勤務時間を入力してください。
実績を改訂場合は、「実績」を選択し、暦月分で勤務時間を入力してください。
- (2) 事業所の営業日及びサービス提供時間を入力してください。（サービス提供時間には送迎時間は含まれません。）
- (3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数を入力してください。
- (4) 利用定員数を入力してください。
- (5) 事業所全体のサービス提供単位数及び、本シートに記入する単位目を入力してください。
- (6) 当該サービス提供単位のサービス提供時間を入力してください。（送迎時間は含まれません。）
- (7) 従業者の職種について、下記のうち該当する職理をプルダウンより選択してください。
記入の順序は、職数ごとにまとめてください。

No	職種名
1	管理者
2	生活相談員
3	看護職員
4	介護職員
5	検便員・検尿員

- (8) 従業員の勤務形態について、下記のうち該当する区分の記号をプルダウンより選択してください。
記入の順序は、各職種の中で勤務形態の区分ごとにまとめてください。

記号	区分
A	常勤で専従
B	常勤で兼務
C	非常勤で専従
D	非常勤で兼務

今後、報酬改定等を踏まえて様式を改訂した場合に、「記入方法」等を修正しやすいように、記入方法は勤務表とは別のシートとした。

自治体等の意見を踏まえて作成した新たな参考様式（プルダウン・リスト）

(例) 通所介護

①サービス種別のプルダウンについて、事業所が併設するサービス種別名などを地域の実情に応じて追加することができる欄を作成

① サービス種別

Hc	サービス種別
1	通所介護
2	
3	
4	
5	

② 職種名・資格名称

氏姓	管理員	多機能職員	看護職員	介護職員	介護福祉士	介護福祉士	施設利用指導員
自治体	社会福祉士	社会福祉士専門資格	看護師	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	
	精神保健福祉士	准看護師			言語聴覚士	栄養士	
					歯科医師	造園師	
					農産物販売員	老人福祉サード施設長	
					はり師	きゅう師	

【入力時の注意】
※ HcのHCEC記載数値をたて、以下のとおりセルに「最前の変更」をします。
C/E → 「介護」
D/E → 「支援職」
E/F → 「介護福祉士」
F/H → 「介護福祉士」
※ 最前の変更は、「変更内容」欄に記載する必要がある場合は、上の右側に備考欄が追加される場合があります。必要に応じて記入してください。

※ 職種を追加したい場合は、H-Eに同じ職種を選択し、それぞれの必要資格を入力してください。
例：以下が事例と必要資格について「最前の変更」をします。
- 「就業」タブ ⇒ 「最前の変更」を選択
- 「最前」に「介護士」を入力
- 「許可範囲」にその職種の必要資格の範囲を指定する ⇒ OKボタン
確認したい場合は、「就業」タブ ⇒ 「最前」で確認してください。

今後のスケジュール

9月30日	事務連絡発出			
～11月末まで	今回新たに示したサービスがあるため、再度自治体・事業者等から意見集約			
～3月末まで	自治体・事業者等からの意見及び報酬改定の内容を踏まえ、必要に応じて修正を加え、年度内に再度事務連絡を発出。			

9月	10月	11月	12月	1月～3月
事務連絡発出 (今回)	自治体・事業者等から意見集約			意見や報酬改定を踏まえた修正
介護報酬改定				